

定 款

一般社団法人 佐賀県配合飼料価格安定基金協会

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人佐賀県配合飼料価格安定基金協会(以下「基金協会」という。)という。

(事務所)

第2条 基金協会は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 基金協会は、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること、国、県及び関係団体等が行う畜産経営の安定対策畜産振興に関する事業等を実施することにより、畜産経営の安定及び畜産の健全な発展を図り、もって県民への畜産物の安定供給と価格の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 基金協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 配合飼料価格差補てん制度に係る契約の締結、積立金の徴収、補てん金の交付等に関する事業
 - (2) 畜産物の生産・流通及び畜産経営の環境整備に係る施設の改善合理化のために必要な機械・施設の整備に関する事業
 - (3) 国、県及び関係団体が行う畜産振興に関する事業
 - (4) 前各号の事業に付帯する事業
 - (5) その他前条の基金協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、佐賀県において行うものとする。

第三章 会 員

(法人の構成員)

第5条 基金協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
 - (2) 賛助会員
- 2 正会員は、基金協会の目的に賛同して加入した個人又は団体であつて、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 佐賀県内において畜産業を営む畜産経営者が組織する飼料荷受組合
 - (2) 配合飼料製造業者
 - (3) 配合飼料の販売を行う者
 - (4) 佐賀県内において畜産業を営む畜産経営者
 - (5) 佐賀県内における畜産団体
- 3 賛助会員は、基金協会の目的に賛同し、基金協会の事業を賛助するため、加入した個人又は団体とする。
- 4 第 1 項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 基金協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 基金協会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払う義務を負う。

2 会員は、前項の会費等の支払いについて相殺をもって、基金協会に対抗することはできない。

3 既納の負担した会費等は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を基金協会に届け出なければならない。

- (1) 会員たる資格を失ったとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき。
- (3) 定款又は規約に変更があったとき。
- (4) 代表権を有する者の氏名又は住所に変更があったとき。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) 基金協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 基金協会の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名したときは、その会員に対し、除名をした旨を通知するものとする。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 当該会員が第5条第2項第1号から第5号までの者でなくなったとき。

2 会員が前項によりその資格を喪失したときは、基金協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 基金協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の負担した会費は、これを返還しない。

第四章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総正会員の10分の1以上の正会員は、理事長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会の議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定することとする。

(書面表決等)

第 19 条 社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第五章 役員

(役員の設定)

第 21 条 基金協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上 10 人以内

(2) 監事 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を常務理事とする。

3 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 91 条の第 1 項第 2 号の業務執務理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、基金協会の理事若しくは職員を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は 3 親等以内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 2 条の 2 第 1 項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、基金協会を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事長を補佐し、基金協会の業務を執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、基金協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより第21条に定める定数を欠くこととなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等規程により、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第六章 理事会

(構 成)

第28条 基金協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 基金協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 諸規程の制定又は改廃

(招 集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事長があたる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第七章 業務の執行

(業務方法書)

第 34 条 基金協会は、業務方法書をもって、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 配合飼料の価格差補てん事業に関する事項
 - (2) その他業務の運営に関する重要事項
- 2 業務方法書の作成及び変更については、理事会の決議を経て行うものとする。

第八章 財産及び会計

(財産の構成)

第 35 条 基金協会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金
- (3) 負担金、助成金及び交付金
- (4) 財産から生じる果実
- (5) その他の収入

(事業年度)

第 36 条 基金協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 基金協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 基金協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項各号の書類及び監査報告を基金協会の主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる基金協会の事務所に備え置くものとする。

第九章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 基金協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第41条 基金協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 基金協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第十章 事務局

(事務局)

第43条 基金協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員については理事会の決議を経るものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が、理事会の決議を経て、別に定める。

第十一章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 基金協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第十二章 補則

(委 任)

第45条 この定款に定めるもののほか、基金協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則(平成24年5月21日総会決議)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長(代表理事)は、江島 洋右、常務理事(業務執行理事)は、白石 恭二 とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4この変更後の定款は、総会(平成29年5月17日)での議決のあった日から実施する。